

札幌市職員の懲戒処分について

このたび事実関係の確認を終えました下記の不祥事につきまして、関係職員
の懲戒処分をいたしました。

記

1 不祥事の概要

被処分者は、平成 26 年 8 月 12 日（火）午後 3 時 40 分頃、外出先である旭川
市から自宅に帰宅するために、雨竜郡妹背牛町の道道 47 号を自家用車にて走
行中、指定速度 50 km/h を 34 km/h 超過する 84 km/h で走行したとして、取締り
中の警察官に指定速度違反で検挙された。

また、その後、被処分者は再び自宅に向けて新十津川町内の国道 275 号を走
行中、指定速度 50 km/h を 24 km/h 超過する 74 km/h で走行したとして、同日午
後 4 時 22 分頃、再び取締り中の警察官に指定速度違反で検挙された。

このような行為は、地方公務員法で規定される信用失墜行為の禁止に違反す
るとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当する。

2 処分日

平成 26 年 11 月 14 日（金）

3 被処分者及び処分内容

経済局課長職 男性（40 歳代） 戒告

【問合せ：総務局職員部人事課長（電話 211-2072）】